

毎週火・金曜日発行(当日が休日当たるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

### 目 次

#### 告 示

- 青少年に有益な書籍として推奨する件 〃
- 青少年に有害な図書類として指定する件 〃
- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 〃
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 〃
- 生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件 〃
- 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件 〃
- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 〃
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 〃
- 土地改良事業計画を変更することを適当と決定した件 〃
- 道路の区域を変更する件六件 〃
- 道路の供用を開始する件三件 〃
- 公 告 〃
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 〃
- 県営土地改良事業の工事が完了した件 〃
- 福 島 県 警 察 本 部 〃
- 福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 〃
- 正 誤 〃
- 平成二十三年二月八日付け第二千二百五十六号中 〃

## 告 示

### 福島県告示第六十四号

福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例第三十号)第十二条の規定により、青少年の健全な育成を図る上において有益な書籍として、次のものを推奨する。

平成二十三年二月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

推奨番号	名 称	制作者又は配給者	備 考
二〇五	ピーティ	ベン・マイケルセン・作、千葉茂樹・訳(すずき出版)	推奨対象 小学生(高学年)、中学生、高校生、青年及び一般
二〇六	マルカの長い旅	ミリヤム・プレスラー・作、松永美穂・訳(徳間書店)	推奨対象 中学生、高校生、青年及び一般

(人権男女共生課青少年育成室)

福島県告示第六十五号  
 福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例第三十号)第十八条第一項の規定により、次の図書類を青少年に有害なものとして指定する。  
 平成二十三年二月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

指定番号	種 類	名 称 等	発 行 者	指 定 理 由
六五三八	雑 誌	黄金のGT 2月号 (12259-02)	株式会社晋遊舎	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五三九	雑 誌	エキサイター(EX) 2月号 vol.57 (11957-02)	株式会社インターナショナル・ラゲジュアリー・メディア	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五四〇	雑 誌	ヤングアニマルプラチナ嵐 vol.2 2011 (28308-2/28)	株式会社白泉社	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五四一	コミック	月刊チャンピオンRED2 011年3月号 (16127-3)	秋田書店	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

(人権男女共生課青少年育成室)

福島県告示第六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。  
平成二十三年二月十五日

名 称	所 在 地	福 島 県 知 事	佐 藤 雄 平	指 定 年 月 日
医療法人回生堂しのぶ病院	福島市大森字高畑三一一			平成二十二年一月一日
小山歯科医院	会津若松市米代一―三―三			同 年 一月一日
ありす薬局	会津若松市湯川町一―五―四			同 年 一月一日

（社会福祉課）

福島県告示第六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。  
平成二十三年二月十五日

名 称	所 在 地	福 島 県 知 事	佐 藤 雄 平	廃 止 年 月 日
富永医院	石川郡浅川町大字成川字本町七五			平成二十二年一月二九日
星医院	喜多方市字小田付道上七〇二五			同 年 一月二〇日
医療法人朋友会しのぶ病院	福島市大森字高畑三一一			同 年 一月三〇日
竹内胃腸科内科医院	伊達市南堀一―三―三			同 年 二月二八日
小山歯科医院	会津若松市米代一―三―三			同 年 三月一日
常磐歯科医院	双葉郡大熊町大字下野上字大野五六一―二			同 年 一月一〇日
野内歯科医院	本宮市本宮字中條二四―三			同 年 二月二〇日
ありす薬局	会津若松市湯川町一―五―八木下ビル一階			同 年 一月一〇日

福島県告示第六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。  
平成二十三年二月十五日

名 称	所 在 地	福 島 県 知 事	佐 藤 雄 平	休 止 年 月 日
ケンコー薬局	相馬市中村字新町一三九			平成二十三年一月一日
訪問看護ステーションいきいき	喜多方市字永久七六八九―一			平成二十二年一月一日

（社会福祉課）

福島県告示第六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。  
平成二十三年二月十五日

氏 名	住 所	福 島 県 知 事	佐 藤 雄 平	指 定 年 月 日
鈴木茂幸	伊達郡川俣町鶴沢			平成二十二年一月一日
坂井清春	字鶴東二〇―一二			同 年 一月一日
	耶麻郡磐梯町大字			同 年 一月一日
	更科字源橋五三―一			同 年 二月二二日
	五			同 年 二月二二日

（社会福祉課）

福島県告示第七十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十三年二月十五日から同年六月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び白河市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年二月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
カワチ薬品白河店 トレンドプラザ トレンドビル 福島県白河市昭和町百八十八番地一ほか

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 二千三百六十六平方メートル

(変更後) 二千七百六十五平方メートル

2 駐車場の自動車の出入口の位置

(変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

三 変更しようとする年月日

1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

平成二十三年十月四日

2 駐車場の自動車の出入口の位置

平成二十三年二月十六日

四 届出年月日

平成二十三年二月三日

五 届出をした者

株式会社カワチ薬品

有限会社遠藤商事

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第七十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年二月十五日から同年三月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年二月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイユーエイトいわき鹿島店 福島県いわき市鹿島町久保字馬場一番地一ほか

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第七十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年二月十五日から同年三月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年二月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ブックエース植田店 福島県いわき市東田町二丁目十番三ほか

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第七十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項で準用する同法第四十八条第九項で準用する同法第八十一条の規定により、郡山市が籠原地区基盤整備促進事業(農道)に係る土地改良事業計画を変更することについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年二月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画の写し

二 縦覧の期間

平成二十三年二月十六日から(二十日間)

同 年三月七日まで

三 縦覧の場所

郡山市役所

(農村計画課)

福島県告示第七十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所平成二十三年二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区	間	変更前変 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

県道矢吹 小野線	西白河郡矢吹町諏訪の 前一一五番六地先から	変更前	九〇・八〽	五九・二
	同 郡同 町諏訪の 前一一五番六地先まで	変更後	八六・六〽 一二七・七	

(道路計画課)

福島県告示第七十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県南建設事務所で平成二十三年二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

県道石川 矢吹線	西白河郡矢吹町上宮崎 一一九番一地从先から	変更前	一七・六〽	五二・六
	同 郡同 町諏訪の 前一一五番六地先まで	変更後	一七・六〽 四七・六	

(道路計画課)

福島県告示第七十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十三年二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

県道会津	区 間	変更前	六・六〽	一二五・七
	変更前変 更後の別 敷地の幅員 (メートル)	変更後	六・六〽	一二五・七

坂下河東 線	字十文字一〇六番地先 から	変更前	一一・二	二二五・七
	同 市河東町谷沢 字本宮東三二番一地从 先まで	変更後	九・八〽 一三・六	

(道路計画課)

福島県告示第七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十三年二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

県道下川 内竜田停 車場線	双葉郡檜葉町大字大谷 字乙次郎九五番地先か ら	変更前	四・八〽 四一・〇	二二〇・〇
	同 郡同 町大字大谷 字郭公国有林七一〇林 班九三小班まで	変更後	四・八〽 四一・〇	

(道路計画課)

福島県告示第七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十三年二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

県道いわ いわき市平馬目字馬目	区 間	変更前	A 七・九〽	一四九・六
	変更前変 更後の別 敷地の幅員 (メートル)	変更後	A 七・九〽	一四九・六

き浪江線	崎六九番三地先から 同 市平馬目字火ノ 宮七〇番地先まで	変更後	A 二一・七	二一・七
				一四九・六

(道路計画課)

福島県告示第七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十三年二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道常磐 勿来線	いわき市植田町本町一 丁目七番九地先から 同 市錦町大島一四 一番地先まで	変更前 変更後	A 二二・五 五七・〇	一、〇五一・〇 一、〇五四・二

(道路計画課)

福島県告示第八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十三年二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道下川内竜田停車場線	双葉郡檜葉町大字大谷字乙次郎九五番地先 から 同 郡同 町大字大谷字郭公国有林七一〇 林班九三小班まで	平成二十三年二月 一五日

福島県告示第八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十三年二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道いわき浪江線	いわき市平馬目字馬目崎六九番三地先から 同 市平馬目字火ノ宮七〇番地先まで	平成二十三年二月 一五日

(道路計画課)

福島県告示第八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十三年二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道常磐勿来線	いわき市植田町本町一丁目七番一地先から 同 市錦町大島一四一番地先まで	平成二十三年二月 一八日

(道路計画課)

公 告

公告第三十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年二月十五日

福島県知事 佐藤 雄平



- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年二月一日
- 二 名称  
特定非営利活動法人サクラブレイス
- 三 代表者の氏名  
森田 剛生
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県福島市黒岩字戸ノ内八番地二
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者に対して在宅支援サービスに関する事業、及び障がい者に対して自立支援サービスに関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。  
(文化振興課)

公告第三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、熊倉地区に係る県営経営体育成基盤整備事業の工事は、平成二十二年三月二十五日完了したので公告する。

平成二十三年二月十五日

福島県知事 佐藤 雅 平  
(藍本計画課)

福島県警察本部

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 2月15日

福島県公安委員会委員長 高 瀬 淳

福島県公安委員会規則第1号

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

福島県警察の組織に関する規則（昭和32年福島県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第10条の表、第12条（見出しを含む。）、第13条第1項及び第13条の2第1項中「地域安全課」を「総合運用指令課」に改める。

第14条中「5課」を「6課」に改め、同条の表中「捜査第二課」を「捜査第二課」に改める。

第15条中第6号から第8号までを削り、第9号を第6号とし、第10号を第7号とし、第11号を第8号とする。

第16条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を第4号とし、

第7号を第5号とする。

第17条の次に次の1条を加える。

(捜査第三課の所掌事務)

第17条の2 捜査第三課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 窃盗犯の捜査に關すること。
- (2) 移動警察に關すること（他の部の所掌に属するものを除く。）。  
第18条中第5号を第9号とし、第2号から第4号までを4号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の4号を加える。
- (2) 国際的な犯罪捜査に關すること。
- (3) 通訳及び翻訳に關すること。
- (4) 外国人による組織犯罪の取締りに關すること（他の部の所掌に属するものを除く。）。  
第17条の2 捜査第三課の項中「大平町」の次に「(宮城駐在所の所管区を除く。）」を加え、同部大槻交番の項中「郡山市のうち」の次に「柏山町、」を加え、「、柏山町」を削り、「全域」の次に「、御前南一丁目、御前南二丁目、御前南三丁目、御前南四丁目、御前南五丁目、御前南六丁目」を加え、同表会津若松警察署の部一箕交番の項中「一箕町、」を削り、「飯盛二丁目」の次に、「、飯盛三丁目、八角町、鶴賀町、居合町、堤町、大塚一丁目、北滝沢一丁目、北滝沢二丁目、中島町、一箕町」を加え、「、鶴賀町、居合町、堤町、中島町、大塚一丁目、大塚二丁目、北滝沢一丁目、北滝沢二丁目」を削る。

別表第1 郡山警察署の部芳賀交番の項中「大平町」の次に「(宮城駐在所の所管区を除く。）」を加え、同部大槻交番の項中「郡山市のうち」の次に「柏山町、」を加え、「、柏山町」を削り、「全域」の次に「、御前南一丁目、御前南二丁目、御前南三丁目、御前南四丁目、御前南五丁目、御前南六丁目」を加え、同表会津若松警察署の部一箕交番の項中「一箕町、」を削り、「飯盛二丁目」の次に、「、飯盛三丁目、八角町、鶴賀町、居合町、堤町、大塚一丁目、北滝沢一丁目、北滝沢二丁目、中島町、一箕町」を加え、「、鶴賀町、居合町、堤町、中島町、大塚一丁目、大塚二丁目、北滝沢一丁目、北滝沢二丁目」を削る。

別表第2 郡山警察署の部宮城駐在所の項所管区の欄を次のように改める。

郡山市のうち大平町（字鯉田に限る。）、蒲倉町、緑ヶ丘西一丁目、緑ヶ丘東一丁目、緑ヶ丘西二丁目、緑ヶ丘東二丁目、緑ヶ丘西三丁目、緑ヶ丘東三丁目、荒井町、緑ヶ丘東四丁目、緑ヶ丘東五丁目、緑ヶ丘東六丁目、緑ヶ丘西四丁目、緑ヶ丘東七丁目、緑ヶ丘東八丁目、中田町のうち高倉、赤沼、海老根、上石

別表第2 石川警察署の部沢田駐在所の項所管区の欄を次のように改める。

石川郡石川町のうち字王子平、字曲ノ内、字原、字梁瀬、字外国見、字国見、字沖ノ田輪、字成亀、字宝殿前、字和久、字下ノ内、字新屋敷、字妻ノ内、大字沢井、大字赤羽、大字新屋敷

附 則

この規則は、平成23年3月18日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1 郡山警察署の部大槻交番の項の改正規定、同表会津若松警察署の部一箕交番の項の改正規定及び別表第2 石川警察署の部沢田駐在所の項の改正規定 公布の日

(2) 別表第1郡山警察署の部芳賀交番の項及び別表第2郡山警察署の部宮城駐在所の項の改正規定 平成23年 3月25日

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十三年二月八日付け第二千二百五十六号中

三六	上	一三	搔植小路鯨岡線	搔植小路鯨岡線
----	---	----	---------	---------